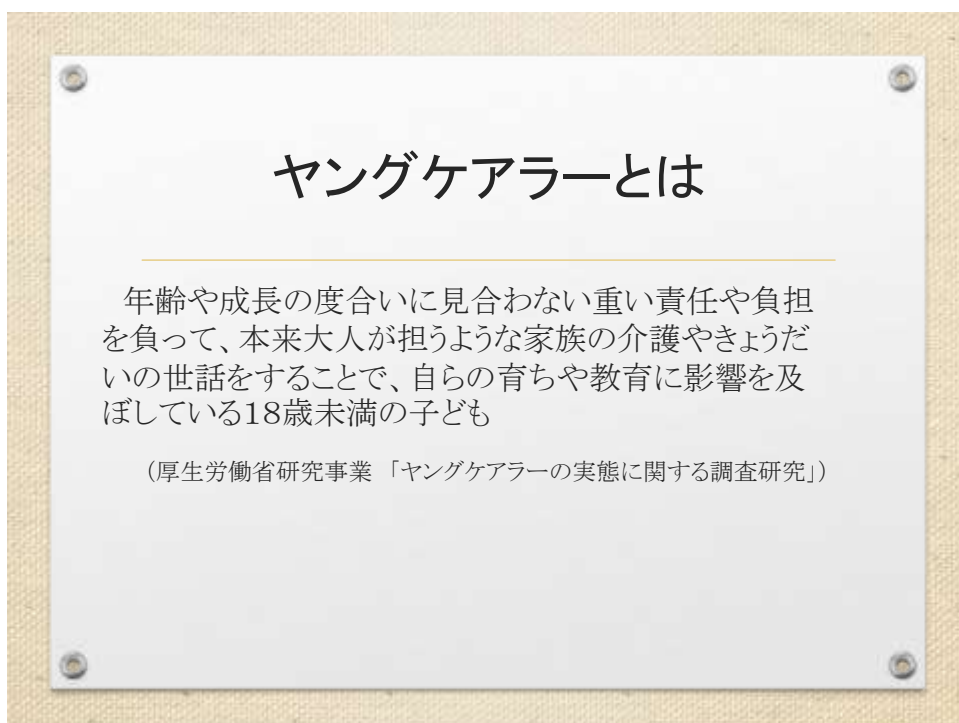




1



2



3



4

なぜ支援が必要？

ヤングケアラーの子ども達は、本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行うことにより、

- 学校に行けない・友達と遊ぶ時間がない
- 自身がしたいクラブ活動ができない
- 宿題などの勉強に割く時間につくれない



勉強がうまくいかない、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことが考えられます。

5

ヤングケアラー支援のさきがけ

イギリス

- 最も早くから取組が実施されており、1980年代末から、実態調査や支援が行われてきました。
- 2014年「子どもと家族に関する法律」により、ヤングケアラーが要支援児童として位置付けられ、アセスメント等の実施が義務付けられています。

6

新聞記事より

- 毎日新聞等が全国のケアマネジャーを対象にアンケートを実施。ほぼ6人に1人にあたる16.5%大人並みに介護を担う子どものいる家庭を担当したことがあると回答(R2. 8. 11毎日)
- 福岡県が本年度中に実態調査を実施(R2. 9. 24西日本)
- 厚生労働省が全国の教育現場に対して実態調査を実施する方向(R2. 10. 5毎日)

7

厚生労働省のこれまでの動き

- 令和元年7月
要保護児童対策地域協議会においてヤングケアラーの概念について認識し、高齢者福祉、障害者福祉部局等と連携して支援するよう通知
- 令和2年6月
「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)」を周知し、アセスメントシートを活用するよう通知

8

「ヤングケアラーの実態に関する 調査研究」(平成30年厚生労働省研究事業)

●各自治体の849の要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」)にアンケート調査等を実施

●「ヤングケアラー」という概念を「認識していない」協議会が72.1%を占めるなど、取組みをしている自治体が少ないことが明らかになった。

※ 要対協・・・要保護児童等に関し、関係機関で、情報交換や支援の協議を行う機関として、児童福祉法に位置付けられている協議会

9

「ヤングケアラーの実態に関する 調査研究」調査結果の概要

要対協で「ヤングケアラー」として把握していると回答があったケース906件について、

●登録に至った経緯・理由(発見者)

「学校」39.5%、「その他」36.4%、「保健師」11.0%、「自治体のCW」8.4%、「病院」3.8%、「ケアマネジャー」0.8%

●要対協登録の種類

「ネグレクト」50.3%、「要支援」19.8%、「心理的虐待」16.4%

●ヤングケアラー自身の学年

「中学生」43.2%、「小学生」33.2%、「高校生」15.6%

●家族構成

「ひとり親と子ども」48.6%、「夫婦・パートナーと子ども」36.8%

10

「ヤングケアラーの実態に関する 調査研究」調査結果の概要

●ケアの対象者

「きょうだい」72.6%、「母親」46.9%、「父親」12.5%

●ヤングケアラーの学校生活への影響

「あまり行けていない(休みがちなど)」31.2%、「支障はみられない」28.7%

「授業に集中できない、学力が振るわない」12.3%、「遅刻が多い」11.9%

「忘れ物が多かったり、宿題をしてこないことが多い」10.0%

●子ども自身の「ヤングケアラー」の認識の有無

「認識していない」44.5%、「わからない」41.1%、「認識している」11.8%

11

多様な視点からの ヤングケアラーの把握

●学校

学校は、「学校に行けていない」、「遅刻が多い」、「宿題ができていない」などのサインにより、ヤングケアラーの可能性に気づきやすい場所といえます。

●福祉サービス、医療機関等多様な機関

親が精神疾患を持っていて、医療機関や障害福祉のサービスを受けているケースや、祖父母の介護などで地域包括支援センターやケアマネジャーとかかわりがあるケースがあります。

12

ヤングケアラーと思われる児童を 発見したら

※虐待が疑われる場合は、直ちに通告してください。

アセスメントを実施

子ども自身の権利の侵害が見られる場合は、家族状況、子どもが
受け持つ家族等へのサポート状況などを可能な範囲で確認



障害者基幹相談支援センターに情報提供



各区役所子ども・家庭相談コーナーに情報提供
区役所でさらに情報収集、アセスメントの上関係機関と連携して支援
状況に応じて、要対協で対応

13

アセスメントの流れ

アセスメントは、次の4つの視点で順に確認していきます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか



子ども自身の権利の侵害がみられる

2. 家族の状況はどうか



「ヤングケアラー」である

3. ヤングケアラーである
子どもの状況はどうか



4. 子ども本人の
認識や意向はどうか

【厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)より】

14

アセスメントシート

1 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか

- 「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「子どもらしく過ごせる権利」が侵害されている可能性がないかを確認
- 該当する項目がある場合は、「ヤングケアラー」という視点で改めて子どもや家庭の状況を確認
 - ※ 「★」の項目は、ヤングケアラーである可能性が高い特徴
- 子どもの様子を確認した上で、その頻度や状況を踏まえ、支援の必要性を判断

15

アセスメントシート

2 家族の状況はどうか ～その子どもは「ヤングケアラー」かどうか～

- 「1」において、子ども自身の権利の侵害が見られる場合には、家族とサポートの状況を確認
- サポートの内容が身体的、精神的負担が大きく、子どもが行うには「不適切なケア」を負担していないか確認
- サポートが必要な家族が「特にいない」、サポートを「特にしていない」場合は、「ヤングケアラー」ではありませんが、子どもの権利侵害の要因を確認し、必要な支援につなげます。

16

アセスメントシート

3 ヤングケアラーである子どもの 状況はどうか

～子どもがサポートしている相手や時間はどうか～

- 「子どもがサポートしている相手」と「子ども自身がサポートに費やしている時間」を確認
- 家庭内において、ほかに「家事や家族の世話」を担える人がいるか、担う内容を増やせないかを確認

17

アセスメントシート

4 子ども本人の認識や意向はどうか

～子ども自身がどう感じているか、どうしたいと思っているか～

- ヤングケアラーの支援においては、子どもにとってどのような状況が望ましいのかについて、子どもと一緒に考え、理解・納得を得ながら支援につなげることが重要です。
- 子ども自身がヤングケアラーであることを認識していない、家族のケアにやりがいを感じている、などのケースもあります。
- 「家族の状況やサポートしていることについて、誰かに話せているか」、「相談できる人、理解者がいるか」を確認します。

18

ヤングケアラー支援における 留意点

- ヤングケアラーであることを子どもや保護者等が認識していないことを考慮した対応
- ケアを担っていることを否定しない
- ヤングケアラーであることを公にして欲しくないケースに対する配慮
- 子どもに対するメンタル面のサポートが必要
- 子ども自身を必要な支援につなぐことも必要
- 「家族調整」が必要

19

～終わりに～
ヤングケアラーかも？と思ったら、関係機関で情報共有の上、連携して支援していきましょう。

区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー 受付時間 8:30～17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)
専門の相談員が、家庭の心配ごとや子どもの養育上の悩みのいろいろな相談に応じます。

門司区 093-332-0115 小倉北区 093-563-0115 小倉南区 093-951-0115
基山地区 093-771-0115 八幡東区 093-661-0115 八幡西区 093-642-0115
戸畑区 093-881-0115



ご静聴ありがとうございました。

【参考：厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)」】

20